

原規規発第 2109083 号
令和 3 年 9 月 8 日

四国電力株式会社
取締役社長 社長執行役員 長井 啓介 殿

原子力規制庁
原子力規制部検査グループ
安全規制管理官（実用炉監視担当）
武山 松次

伊方発電所における宿直中の重大事故等対応要員の無断外出に関する評価結果の通知

標記の事案について、重大事故等に対応するための体制整備に影響する意図的な不正行為であり、看過しがたいものであることから、別紙のとおり深刻度を SLIV と判定し、これを貴社に通知する。

本事案については、原子力規制検査を通じて、再発防止対策の実施状況を確認していく。

以 上

(別紙)

伊方発電所における宿直中の重大事故等対応要員の無断外出に関する評価書

件名	伊方発電所における宿直中の重大事故等対応要員の無断外出
深刻度	SLIV(通知あり)
概要	<p>2021年7月2日、四国電力株式会社(以下「四国電力」という。)は伊方発電所において、過去に社員1名(現在は退職)(以下「当該社員」という。)が重大事故等対応を行う要員(以下「重大事故等対応要員」という。)として宿直中に計5日無断で発電所外に出ていたことを公表した。これにより、一時的に重大事故等対応要員が1名欠け21名になる時間帯があった。</p> <p>このことは、重大事故等対応要員を22名以上確保することを定めている保安規定第12条第4項に違反し、重大事故等に対応するための体制整備に影響するものである。</p> <p>当該社員個人の意図的な不正行為により発生したものであるため、深刻度を「SLIV(通知あり)」と判定する。</p>
①事案の説明	<p>2021年7月2日、四国電力は、保安規定に重大事故等対応要員数を定めた2016年4月以降、当該社員1名が重大事故等対応要員として宿直中に3号機運転期間中2日を含む計5日無断で1日あたり最大2時間発電所外に出ていたことを公表した。これにより、重大事故等対応要員22名のうち1名が欠け、一時的に21名になる時間帯があったことは、保安規定第12条第4項に違反している。</p> <p>四国電力は2016年4月以降、当該社員以外に宿直中に無断外出を行った者は確認できなかった。</p> <p>当時の保安規定第12条第9項により、重大事故等対応要員に欠員が生じた場合は、速やかに補充を行うことになっており、当該社員が無断外出時に重大事故等が発生したときには、出勤していた非番の重大事故等対応要員を速やかに充てることができた。</p> <p>四国電力の社内規定では、各要員が定められた時間に当番に着任した際、要員22名が揃っていることを確認すること、急遽当番に入れない場合、急遽離任する必要ができた場合、急遽要員が不足した場合の交代要員の手配により要員を確保することが定められている。</p> <p>なお、四国電力は本事案の再発防止策として、経営層の訓話等によるコンプライアンス意識の徹底、宿直当番者に対する点呼を不定期(抜き打ち)に変更、GPS付きスマートフォンを宿直者に携帯させ所在地の把握、発電所の出入管理システムにより宿直者が発電所外へ出ていないことの確認等を実施している。</p>
②深刻度評価	<p>当該社員が無断で発電所外へ出て1名欠員が生じた時間帯において重大事故等が発生した場合には、速やかに重大事故等対応要員を補充できたと考えられるものの、当該社員が宿直中に無断で発電所外へ出たことは、保安規定第12条第4項に違反するものであり、重大事故等に対応するための体制整備に影響するものである。</p>

	<p>「原子力規制検査における規制措置に関するガイド」に基づき評価を行ったところ、結果的に原子力安全に実質的な影響及び原子力規制委員会の規制活動に対する影響を及ぼさなかったとはいえ、重大事故等に対応するための体制整備に影響する意図的な不正行為であり、看過しがたいものであることから、「SLIV（通知あり）」として、対応を行う。</p>
--	---